



改元に伴う法人二税納付書及び申告書等の 各種書類の取扱いに関するお知らせ

納付書の元号について

改元後においても、年号が「平成」を意味する「4」と印字された納付書を引き続き使用することができますが、記載にあたって、次の点にご注意ください。

【「4」が印字された納付書の記載について】

- 現在お持ちの納付書に印字されている「4」の二重線による抹消や「新元号」「5」の追加記載などにより補正していただく必要はございません。

【会計ソフトなどで納付書を作成する場合】

- 平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月末日の間に申告する各種申告に係る納付をする場合、下の図の部分の「年号欄」には「4」、「年度欄」には「31」と記載してください。
なお、年号と年度が令和の表記のものでも有効なものとして取り扱わせていただきます。

1 1 0 0 0 1 埼 玉 県		口座番号 00160-5-960410			加入者名 埼玉県県税事務所長		
所在地及び法人名							
年号/年度 4 31		年号/年度 5 01		原則は「4」「31」ですが 新元号の表記でも有効です。		こちらの年号欄については、いずれ の元号でも構いません。	
年号	年度	県税	税目	年号	事業年度の始期	調定	納税番号
4	31	00	31	4	31 04 01	51	009999999
事業年度等				納付区分			
31・04・01		から		32・03・31		まで	
						中予(修更決そ)間定(定)正正定他()	
						百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	

※「事業年度等」については、いずれの元号に基づく表記でも有効です。

法人二税申告書や届出書における各種書類の元号について

本年（2019年）5月1日以降に提出する申告書や届出書につきましては、平成表記の日付で提出しても有効なものとして取り扱うこととしています。